

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成30年9月12日答申分

## ○答申の概要

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係            | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800095号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800015号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から同年11月1日まで

私は、昭和54年4月1日からA社に勤務していたが、国の記録では同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年11月1日とされている。請求期間当時の給与支払明細書を提出するので、同年4月1日を被保険者資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において昭和54年5月30日に被保険者資格を取得し、同年12月10日に離職していることが確認できることから、請求者は、同年5月30日において同社に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出されたA社の昭和54年5月15日支払分の給与支払明細書によると、請求者の出勤日数は17日と記載されていることから、請求者は、同年4月頃から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本により確認できる同社の元代表取締役は、事業閉鎖のため関係資料を廃棄しており、請求者の同社における具体的な勤務実態は不明である旨回答している上、請求期間において同社の厚生年金保険被保険者であった者のうち、オンライン記録により所在が確認できる同僚14人に照会したが、請求者の同社における具体的な勤務実態について回答は得られなかった。

また、前述の元代表取締役は、請求期間当時のA社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させる場合も普通は見習期間があり、そ

の間は厚生年金保険に加入させていなかった旨回答しているところ、前述の照会に回答があり、同社で経理を担当していたとする者も、同社には試用期間があり、自分もその間は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨陳述している。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により昭和54年に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる5人のうち、同社に係る雇用保険の加入記録が確認できる4人は、請求者と同様に雇用保険に加入した日から3か月以上経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、請求者は請求期間当時の同僚として4人の姓を挙げているところ、そのうち2人と同姓の者は、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の中に見当たらない。

これらのことから、請求期間当時のA社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者に係るA社の厚生年金保険被保険者原票で確認できる厚生年金保険被保険者資格取得年月日及びB厚生年金基金（請求期間当時は、C厚生年金基金）から提出された厚生年金基金加入員番号払出簿で確認できる請求者のC厚生年金基金における加入員資格取得年月日はいずれも昭和54年11月1日となっており、オンライン記録で確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

さらに、請求者から提出された昭和54年5月から同年12月までの各月に係るA社の給与支払明細書によると、請求者に対して支払われた給与から請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。